

農機具導入で生産性向上へ



畝立て条施肥機

農機具の購入を支援します

令和6年度 JA信州諏訪 特定農機具購入支援事業

対象農機具 (以下は順不同)

管理機



運搬車



マルチャー



ソイラー



定植機



ライムソー



自走式肥料散布機



フレールモア



カットブレーカー



ラジコン動噴



※農機具の種類については組合が認めたものが対象となります。詳しくはお問い合わせください。

助成率

30% 以内

助成上限

300,000円

詳細については下記農機センターへお問い合わせください

富士見町農機センター ☎ 62-2074
原村農機センター ☎ 79-6124

茅野市農機センター ☎ 78-2241
湖南農機センター ☎ 52-1116

JA 信州諏訪 「特定農機具購入支援事業」 実施要領

(目的)

この事業は、3ヵ年計画（令和4年度～令和6年度）に基づき、農業生産基盤の強化による産地の維持を実現するため営農継続と地域農業振興の支援を図る事を目的として「特定農機具」を購入した正組合員へ助成金を交付するものとし必要事項を定める。

(対象者)

- 1 地域農業振興を担う正組合員で事前に組合の承認を受けた者。
- 2 前号において正組合員資格が得られない新規就農予定者については、認定新規就農者の取得が見込まれ、組合が認めた者。

(対象物件)

- | | |
|----------------|--|
| ・マルチャー | 組合が認めたもの |
| ・定植機 | 組合が認めたもの |
| ・ソイラー・カットブレイカー | 組合が認めたもの |
| ・肥料散布機 | ライムソワー・ブロードキャスター・畝立て条施肥機及び自走式で本体価格が20万円以上の組合が認めたもの |
| ・歩行型管理機（培土機含） | 組合が認めたもの |
| ・運搬車 | 本体のみ・組合が認めたもの |
| ・ラジコン動噴 | 組合が認めたもの |
| ・フレールモア | トラクター取付式で組合が認めたもの |

(実施内容)

- 1 対象期間 令和4年から令和6年度（3年間）
- 2 適用条件 事前に「事業助成金交付金申請書（様式-1）」が提出され、組合の承認を受け「助成承認通知書（様式-2）」を受領後、その年度の10月末日までに対象農機具を購入し、11月末日迄にその代金支払いが完了し、且つ「助成金請求書（様式-3）」を12月10日までに提出した者。
- 3 助成予算 各年度 6,000,000円以内、3年間累計総額 18,000,000円以内。但し、最終年度は累計総額まで可能とする。
- 4 助成内容 助成率 30%以内とする。但し、助成金の上限は 300,000円とし対象期間内で正組合員 1戸 1申請とする。
- 5 助成予算の総額を超過しないよう進捗管理を行い、超過する場合は対象期間内でも申請の受付を終了することができる。

申請及び助成金交付方法

お申込み

事前に「事業助成金交付金申請書（様式-1）」をJA 農機センターへご提出ください。
〈添付いただく書類〉・対象物件見積書 ・対象物件カタログ等

審査・承認

JAにて審査し、承認結果を通知します。「助成承認通知書（様式-2）」

対象物件の購入

「助成承認通知書（様式-2）」受領後、令和6年10月末日までに対象物件を購入し、令和6年11月末日迄にその代金をお支払い下さい。

助成金請求

「助成金請求書（様式-3）」を令和6年12月10日までに提出して下さい。
〈添付いただく書類〉・対象物件の領収書の写し
・納品書等の写し
・対象物件に「JA 共済」ステッカーが貼り付けられた写真等

助成金交付

令和7年2月末日までに当組合に開設された対象者（正組合員）名義の当座性貯金口座へ振り込みます。